

「美祢市立図書館複合化施設整備基本設計」に対する
パブリック・コメント（意見募集）の実施について

1 意見募集する案件

美祢市立図書館複合化施設整備基本設計

2 パブリック・コメントを実施する目的

図書館複合化施設の建設に向けて、基本設計書を作成しましたので、市民の皆様から意見を募集します。

3 意見の募集期間

令和7年10月31日（金）から令和7年12月1日（月）まで

4 閲覧場所

- (1) 美祢市ホームページ
- (2) 美祢市役所情報公開コーナー
- (3) 市内各図書館
- (4) 市内各公民館窓口

※(2)～(4)で閲覧できる時間は各施設の開館時間です。

5 担当部署及び提出方法

- (1) 担当部署 美祢市教育委員会事務局 生涯学習スポーツ推進課
- (2) 提出方法 所定の様式に氏名、住所、意見等必要事項を記入のうえ、以下のいずれかの方法で提出してください。
①書面持参 ②郵便 ③FAX ④電子メール
意見書には、本基本設計のどの部分に対する意見・提案なのかを明示してください。
- (3) 提出先 美祢市教育委員会事務局 生涯学習スポーツ推進課
〒759-2292 美祢市大嶺町東分 326 番地 1
電話 0837-52-5261 FAX 0837-52-2562
Email tosho-s@city.mine.lg.jp

※電話または口頭での意見の申出は受け付けませんのでご了承ください。

6 意見を提出できる人

- (1) 美祢市に住所を有する人
- (2) 美祢市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 美祢市内の事務所又は事業所に勤務する人
- (4) 美祢市内の学校に在学する人
- (5) 美祢市に対して納税義務を有する個人及び法人その他の団体
- (6) パブリック・コメント手続きに係る事案に利害関係を有する個人及び法人

その他の団体

7 意見の取扱い

- (1) 提出していただいた意見は、今後の実施設計にあたって十分検討させていただきます。
- (2) 意見の内容（個人情報を除く。）は、それに対する本市の考え方と併せて公表します。
- (3) 公表にあたっては、提出された意見を類型化、要約させていただく場合もありますので、ご了承ください。
なお、趣旨が不明瞭なものや匿名の意見、あるいは本件に関係ないと思われる意見は公表しないことがあります。
また、意見提出者への個別回答は行いませんのでご了承ください。
- (4) 記入いただいた個人情報は、この意見募集の範囲内で利用し、それ以外の目的では利用しません。
- (5) 公表時期は令和7年12月上旬を予定しています。